京都府公共事業評価に係る第三者委員会要綱

(趣旨)

第1条 公共事業の事前評価、再評価及び事後評価(以下「事業評価」という。)に関し、学識経験者等から意見を聴くため京都府公共事業評価に係る第三者委員会(以下「委員会」という。) を開催する。

(意見聴取事項)

- 第2条 委員会では、次に掲げる事項について意見を聴取するものとする。
 - (1) 京都府が実施する事業評価に関する事項
 - (2) 前号に掲げる事項のほか、公共事業の効率性及び透明性に関し知事が特に必要と認める 事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、学識経験を有する者、公募により知事が決定した府民その他適当と認められる者7人以内とする。

(委員長)

- 第4条 委員会には委員長を置く。
- 2 委員長は、委員会の進行を行う。

(公開)

第5条 委員会は公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(外郭団体、市町村事業等)

第6条 京都府の外郭団体、京都府内の市町村(京都市を除く。)等(以下「外郭団体等」という。)が実施する事業評価について、知事に依頼があり、委員会で意見聴取することが適当であると判断される場合は、委員会で意見聴取することができる。この場合において、第2条第1号中「京都府」とあるのは「外郭団体等」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成16年5月20日から施行する。
- 2 京都府公共事業再評価審査委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年6月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年12月13日から施行する。